

# 第 1 回 ひょうご多文化共生社会推進懇話会

令和 8 年 6 月 1 6 日  
14 : 00 ~ 16 : 00  
兵庫県庁 2 号館 5 階庁議室

## 議事次第

### 1 開 会

### 2 副知事挨拶

### 3 座長選出

### 4 議 事

- (1) 懇話会の開催概要と改定の趣旨
- (2) 外国人県民の現状、国の主な動き

[ ヒアリング ]

- ① 外国人コミュニティ団体等から活動事例の紹介
- ② 県内企業による外国人材の受入事例の紹介

- (3) 県の取組状況、改定の方向性

### 5 閉 会

#### ■ 会議資料

資料 1 第1回懇話会資料

資料 2 出席者名簿・配席図

# 1 懇話会の開催概要

## (1) 懇話会設置の目的

多文化共生社会の実現に向けた本県の中長期的な取組方針の策定等にあたり、有識者等の意見を聴取するため、ひょうご多文化共生社会推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

## (2) 議論・検討項目

- ア 近年の外国人県民を取り巻く状況の変化や、現在の本県の取組状況
- イ 社会経済情勢を踏まえた上で、多文化共生社会の推進に向けた基本的方向
- ウ 基本的方向を踏まえた上で、多文化共生社会を実現するための方策

## (3) スケジュール

R8.6	R8.7	R8.8	R8.9	R8.10	R8.11	R8.12	R9.1	R9.2	R9.3
懇話会①				懇話会②		懇話会③		手交式	公表
<b>第1回懇話会テーマ</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行指針と県の取組状況の共有</li> <li>・ 状況変化・課題の共有、方向性の検討</li> <li>・ 外国人団体等による活動事例の紹介</li> <li>・ 企業の外国人材受入事例の紹介</li> </ul>				<b>第2回懇話会テーマ</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ アンケート調査結果報告</li> <li>・ 市町等ヒアリング結果報告</li> <li>・ 外国人団体等による活動事例の紹介</li> <li>・ 指針改定（案）の提示</li> </ul>		<b>第3回懇話会テーマ</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ パブリックコメント結果報告</li> <li>・ 指針改定（修正案）の提示</li> </ul>			
アンケート調査※、集計、分析 ※市町、外国人県民、外国人団体、企業等				パブリックコメント		議会上程			

※ 反映

# 1 懇話会の開催概要

## (4) 構成員名簿

(敬称略・50音順)

氏名		役職
構成員 (9名)	乾 美紀	兵庫県立大学 環境人間学部 教授
	神吉 宇一	武蔵野大学 グローバル学部 教授
	橋本 裕介	ブリック労働法務事務所 代表
	藤岡 ゆか	神戸商工会議所 副会頭
	降矢 寿民	フルヤ工業株式会社 代表取締役社長
	法田 尚己	(公財) 兵庫県国際交流協会 理事長
	三宅 正弘	武庫川女子大学 生活環境学部 教授
	山内 喜夫	ひょうご外国人介護実習支援センター 所長
	山本 英輝	大阪出入国在留管理局 神戸支局 監理官

## 2 改定の趣旨

### (1) 改定の背景

- ア 本県では、技能実習制度導入など国の外国人政策の変遷に応じ、その時々課題を踏まえながら、**多文化共生社会の実現に向けた方向性**を示してきた。
- イ 現行指針は、特定技能制度の導入などにより外国人県民の増加や多国籍化が進むとともに、県内産業における外国人材の重要性が増す中、これらにより生じる新たな課題に対応するため、令和3年3月に改定したものである。
- ウ 前回の改定から5年余りが経過し、**在留外国人数は過去最高**となり、今後も増加が見込まれる。また、**育成就労制度**の施行や、**秩序ある共生社会への関心**の広がりなど、社会情勢は大きく変化。
- エ こうした状況を踏まえ、国民と外国人の双方が安全・安心に生活し、共に繁栄する社会の実現を目指す**国の方向性とも整合を図りつつ、国際性豊かな地域として発展してきた本県の特性を活かした指針の改定**を行う。

時期	指針の変遷	県内の外国人の状況	社会情勢の変化
H 6 . 3	「地域国際化推進基本指針」策定	・県内に住む外国人を「外国人県民」と呼称	・H5.4より「技能実習制度」開始
H16.3	「兵庫国際新戦略懇話会報告」決定	・「多文化共生社会」の実現について言及	H18.3総務省策定の「地域における多文化共生推進プラン」により各県等の多文化共生の推進を支援
H28.3	「ひょうご多文化共生社会推進指針」策定	・外国人県民の多国籍化・高齢化 ・全国と比較した定住傾向の高さ	・H26、入管法の在留資格の再編（在留資格「高度専門職」の創設、「技術」「人文知識・国際業務」統合等）
R 3 . 3	同推進指針 改定①	・外国人総数は増加傾向となり、地域分散化や多国籍化が進行	・H31.4より「特定技能制度」開始 ・新型コロナウイルス感染症による往来の制限
R 9 . 3	同推進指針 改定②	・ <b>外国人数、出身国・地域数は過去最高</b> を更新 ・人手不足に伴う外国人労働者等の増加	・人手不足の進行、「 <b>育成就労制度</b> 」開始（R9.4） ・秩序ある共生社会に向けた意識の高まり

## 2 改定の趣旨

### (2) 改定指針の位置づけ

改定指針は、以下の方針等も踏まえ、**兵庫県全域における多文化共生社会の推進に向けた基本指針として位置づける**とともに、多文化共生に関わる各主体が担う役割を示すものとする。

- ア. 「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」（2026年1月23日／関係閣僚会議）
  - ※ 国民と外国人の双方が安全・安心に生活し、共に繁栄する社会の実現を目指す
- イ. 「ひょうごビジョン2050」（2022年3月策定／兵庫県）
  - ※ 兵庫県の2050年のめざす姿や県民が共有するビジョンを示す
- ウ. 「ひょうご経済・雇用戦略（2023～2027年度）」（2023年3月策定／兵庫県）
  - ※ 兵庫県の産業・雇用分野における中長期的な取組方針を示す

### (3) 今回改定の想定期間

**令和9年度から令和13年度の概ね5年間を想定して策定する。**

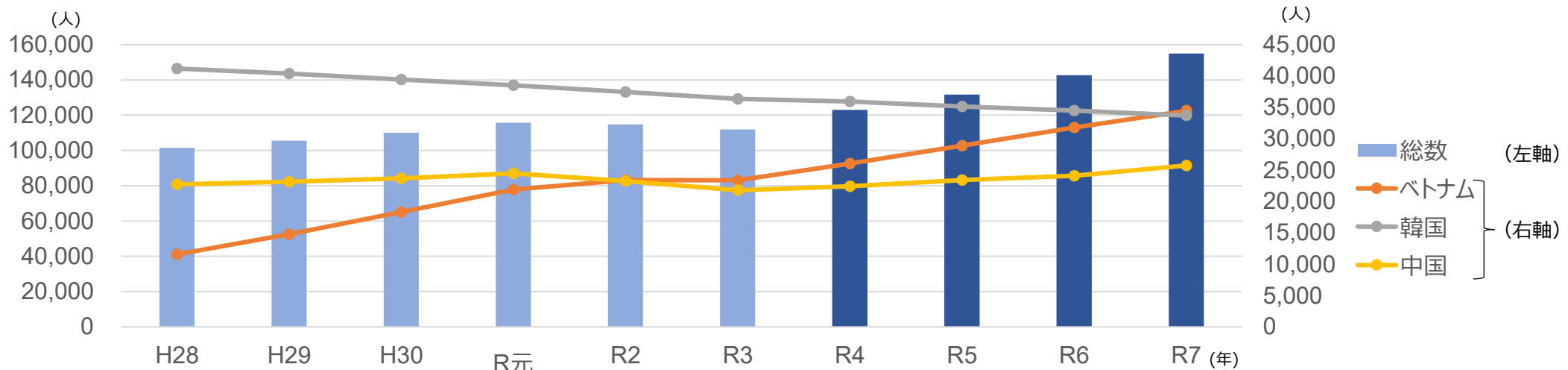
ただし、今後の多文化共生社会の推進状況や社会経済情勢の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを図る。

# 3 外国人県民の現状（統計データ）

## （1）在留外国人数

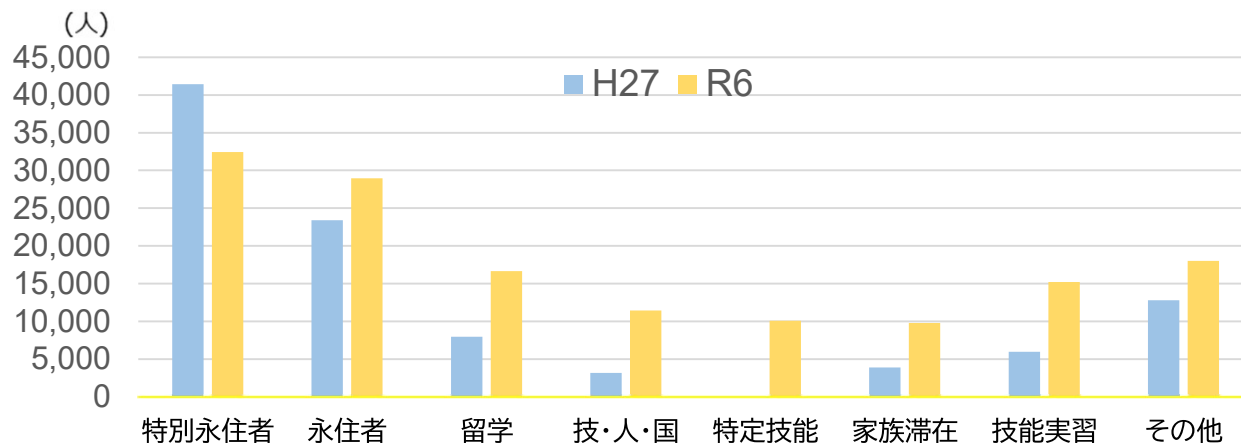
- ア. 直近10年では、**在留外国人の総数はコロナ禍を経てR4年以降に伸びが拡大。特にベトナムは大きな伸び**【図表1】  
 イ. 在留資格別では、**特別永住者は減。それ以外の資格は、外国人労働者の増加等を背景に増加傾向**【図表2】

【図表1】 県内在留外国人数の推移（10年間）



出典：出入国在留管理庁「在留外国人統計」（各年12月末現在）

【図表2】 在留資格別の推移（10年間）



- ※「特定技能」は平成31年に資格創設
- ※「特別永住者」とは、昭和20年9月2日以前から日本に居住しており、サンフランシスコ講和条約の発効によって日本国籍を離脱した者及びその子孫に与えられる在留資格をいう。
- ※「永住者」とは、法務大臣が永住を認める者をいう。

出典：出入国在留管理庁「在留外国人統計」（各年12月末現在）

## 3 外国人県民の現状（統計データ）

### （1）在留外国人数

- ア. 県内在留外国人数は、ベトナム、韓国、中国の上位3国で総数の約6割を占める【図表3】  
 イ. 直近5年間では、ネパール、インドネシア、ミャンマー等が大幅増。一方、韓国、朝鮮、ブラジルは減少傾向【図表3】  
 ウ. 159の国・地域から県内に在留（R7.6月末時点）

【図表3】 県内在留外国人数の推移（5年間）

(人)

国・地域	R3年 (2021)	R4年 (2022)	R5年 (2023)	R6年 (2024)	R7年 (2025)	R3→R7		R7年 構成比(%)
						増加数	増加率(%)	
ベトナム	23,358	26,023	28,905	31,788	34,482	11,124	47.6%	22.2
韓国	36,354	35,928	35,144	34,477	33,721	△2,633	△7.2%	21.8
中国	21,804	22,411	23,396	24,081	25,750	3,946	18.1%	16.6
ネパール	2,699	5,124	6,423	8,959	11,411	8,712	322.8%	7.4
インドネシア	1,683	2,929	4,084	5,440	7,696	6,013	357.3%	5.0
ミャンマー	998	1,901	3,071	5,338	7,315	6,317	633.0%	4.7
フィリピン	5,174	5,657	6,227	6,787	7,255	2,081	40.2%	4.7
米国	2,136	2,422	2,604	2,682	2,783	647	30.3%	1.8
ブラジル	2,395	2,493	2,423	2,393	2,375	△20	△0.8%	1.5
台湾	1,958	2,089	2,192	2,257	2,333	375	19.2%	1.5
朝鮮	2,498	2,397	2,275	2,180	2,084	△414	△16.6%	1.3
その他	10,883	13,751	15,012	16,294	17,814	6,931	63.7%	11.5
総数	111,940	123,125	131,756	142,676	155,019	43,079	38.5%	100.0

## 3 外国人県民の現状（統計データ）

### （2）外国人労働者数

- ア. 直近5年間に於いて、ベトナム人労働者数が最多（R7年の構成比では総数の36%）【図表1】  
 イ. ネパール、ミャンマー、インドネシアの外国人労働者が直近5年間で大幅に増加【図表1】

【図表1】外国人労働者数の推移（5年間）

(人)

国・地域	R3年 (2021)	R4年 (2022)	R5年 (2023)	R6年 (2024)	R7年 (2025)	R3→R7		R7年 構成比(%)
						増加数	増加率(%)	
ベトナム	20,403	21,973	23,242	24,902	27,730	7,327	35.9%	<b>36.0%</b>
ネパール	1,896	3,214	4,900	7,182	9,594	7,698	<b>406.0%</b>	12.5%
中国	9,023	8,511	8,591	8,601	8,943	△80	△0.9%	11.6%
ミャンマー	—	1,566	2,474	4,639	6,586	5,020	<b>320.6%</b>	8.6%
インドネシア	1,341	2,210	3,155	4,288	5,945	4,604	<b>343.3%</b>	7.7%
フィリピン	3,447	3,702	3,964	4,335	4,644	1,197	34.7%	6.0%
韓国	1,300	1,330	1,405	1,482	1,576	276	21.2%	2.0%
ブラジル	1,231	1,242	1,184	1,184	1,211	△20	△1.6%	1.6%
ペルー	532	509	502	495	492	△40	△7.5%	0.6%
その他	6,385	6,835	7,958	9,057	10,295	3,910	61.2%	13.4%
総数	45,558	51,092	57,375	66,165	<b>77,016</b>	31,458	69.1%	100.0%

※本資料における「外国人労働者」とは、労働局が事業主より届出を受けた、事業主に雇用される外国人労働者をいう。

出典：兵庫労働局「外国人の雇用状況」（各年10月末現在）

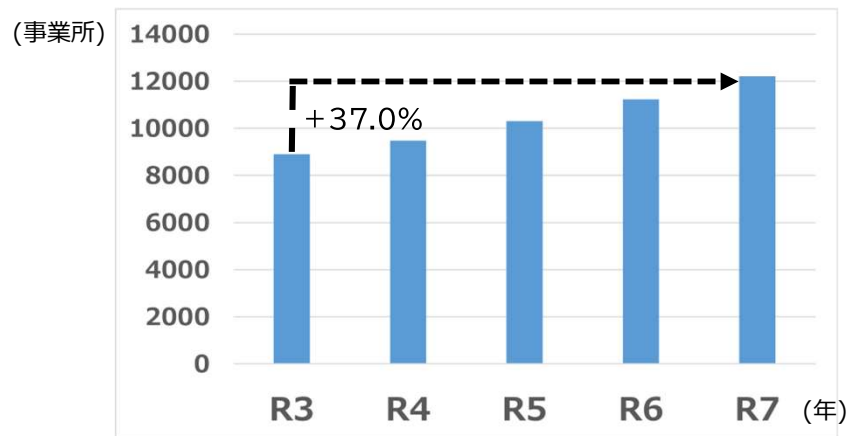
※ R3年のミャンマーの数値が公表されていないため、各行合計と計の値は一致しない。  
 ミャンマーの「R3→R7」の数値は「R4→R7」により算出

### 3 外国人県民の現状（統計データ）

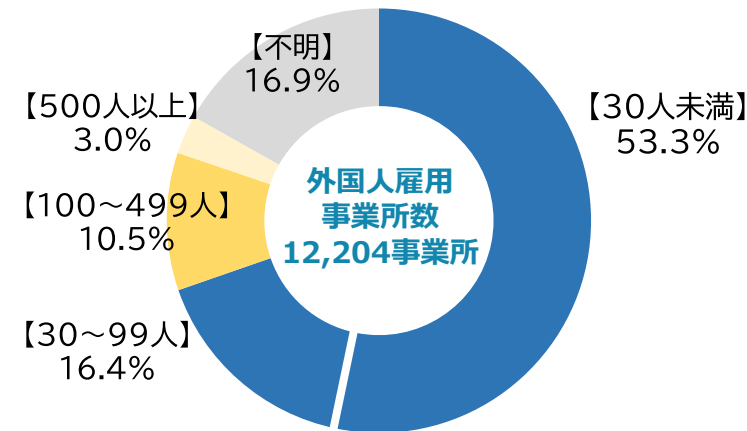
#### （2）外国人労働者数

- ア. 外国人を雇用する事業所数は増加【図表2】。事業所規模100人未満で働く外国人労働者が約7割を占める【図表3】
- イ. 製造業への従事者が約3割を占め最も多い。その他、卸売・小売業、宿泊・飲食サービス業等も各1割を超える【図表4】
- ウ. 在留資格別では、留学等の資格外活動の範囲内や、技能実習、技・人・国、特定技能で働く外国人が多い【図表5】

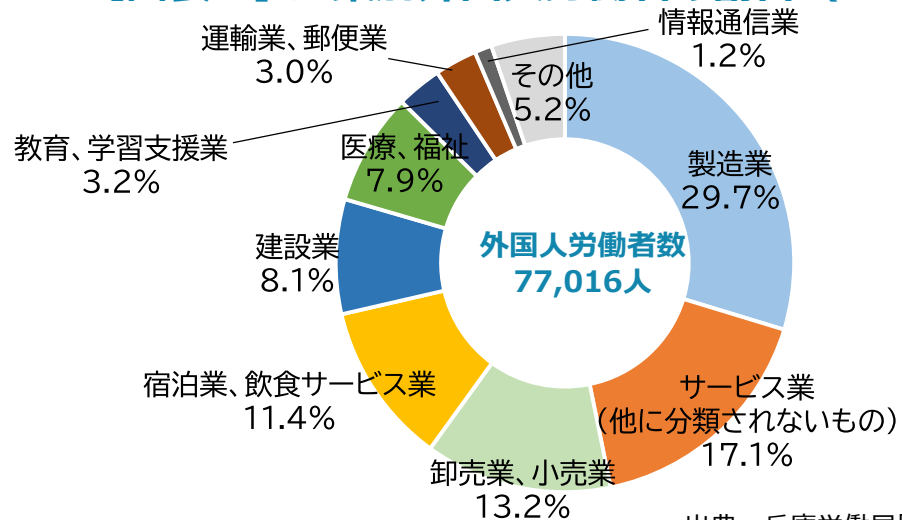
【図表2】雇用事業所数の推移（5年間）



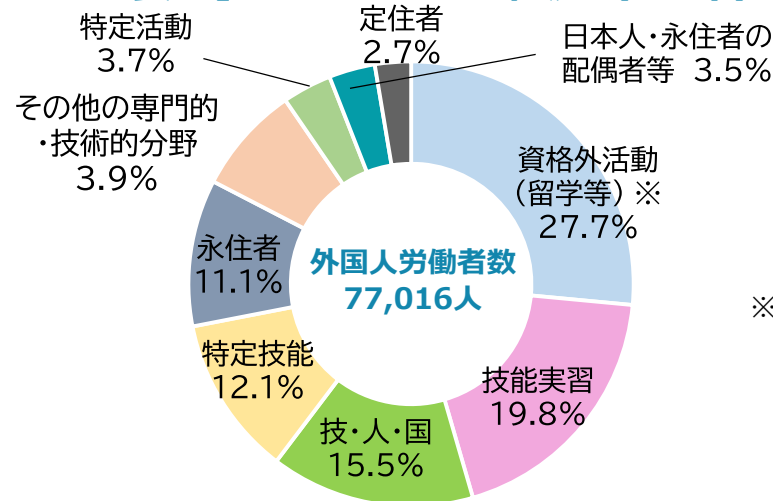
【図表3】事業所規模別の状況（R7年）



【図表4】産業別外国人労働者の割合（R7年）



【図表5】在留資格別の状況（R7年）



※資格外活動は、入管法別表第一に掲げる在留格を持つ者が対象。資格外活動の許可例として、「留学」及び「在留資格」を持つ者が、収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受けて活動を行う場合が挙げられる。

## 3 外国人県民の現状（統計データ）

### （3）外国人留学生数

- ア. コロナ禍を経て留学生数はR5年から大きく増加。中でも、学部と日本語教育機関が大きく増加【図表1】
- イ. ネパール、ミャンマーの留学生が大きく増加。ベトナムは減少【図表2】
- ウ. 本県の外国人留学生の割合（全国比）は4.7%で全国5位。一方、就職先では2.7%と全国8位【図表3、4】

【図表1】外国人留学生数

区分	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	R2→R6		R6年 構成比 (%)
						増加数	増加率 (%)	
大学院	1,751	1,670	1,664	1,742	1,819	68	3.9%	11.4%
学部	4,005	3,846	4,078	5,005	5,957	1,952	48.7%	37.2%
短大	18	24	14	9	30	12	66.7%	0.2%
高专	14	16	19	24	25	11	78.6%	0.2%
専修学校	3,325	3,503	2,592	2,057	3,874	549	16.5%	24.2%
日本語教育機関	1,616	1,697	2,266	4,243	4,298	2,682	166.0%	26.8%
総数	10,729	10,756	10,633	13,080	16,003	5,274	49.2%	100.0%

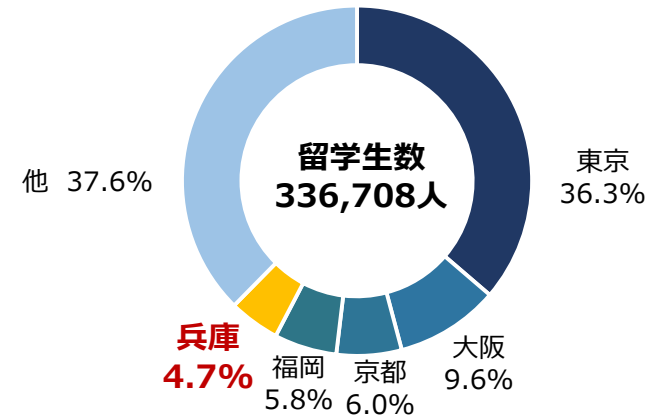
出典：（独）日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査結果」（各年5月1日現在）

【図表2】外国人留学生数（国・地域別）

区分	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	R2→R6		R6年 構成比 (%)
						増加数	増加率 (%)	
中国	4,148	3,988	3,468	3,628	3,795	△353	△8.5%	23.7%
ネパール	579	921	1,466	2,631	4,817	4,238	732.0%	30.1%
ベトナム	4,023	3,758	2,847	2,385	2,238	△1,785	△44.4%	14.0%
ミャンマー	182	217	348	757	1,383	1,201	659.9%	8.7%
韓国	445	483	547	510	485	40	9.0%	3.0%
その他	1,352	1,389	1,957	3,169	3,285	1,933	143.0%	20.5%
総数	10,729	10,756	10,633	13,080	16,003	5,274	49.2%	100.0%

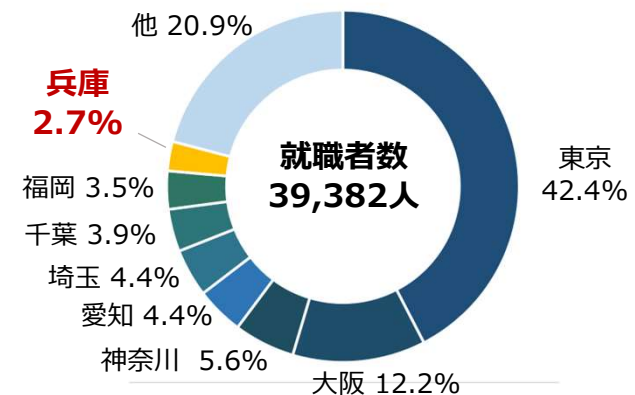
出典：（独）日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査結果」（各年5月1日現在）

【図表3】外国人留学生の都道府県別割合



出典：（独）日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査結果」（R6年5月1日現在）

【図表4】就職地域の都道府県別割合



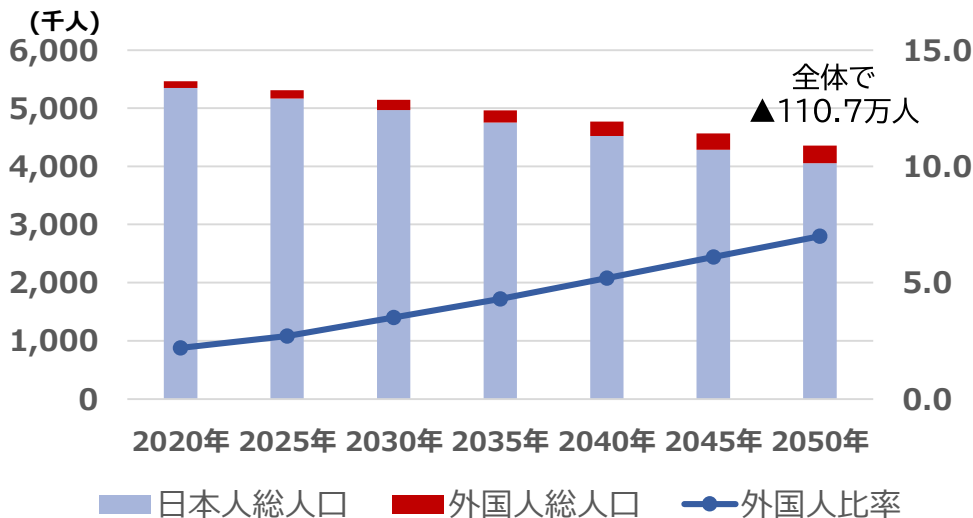
出典：出入国在留管理庁「令和6年における留学生の日本企業等への就職状況について」(R6年1月～12月)

# 3 外国人県民の現状（統計データ）

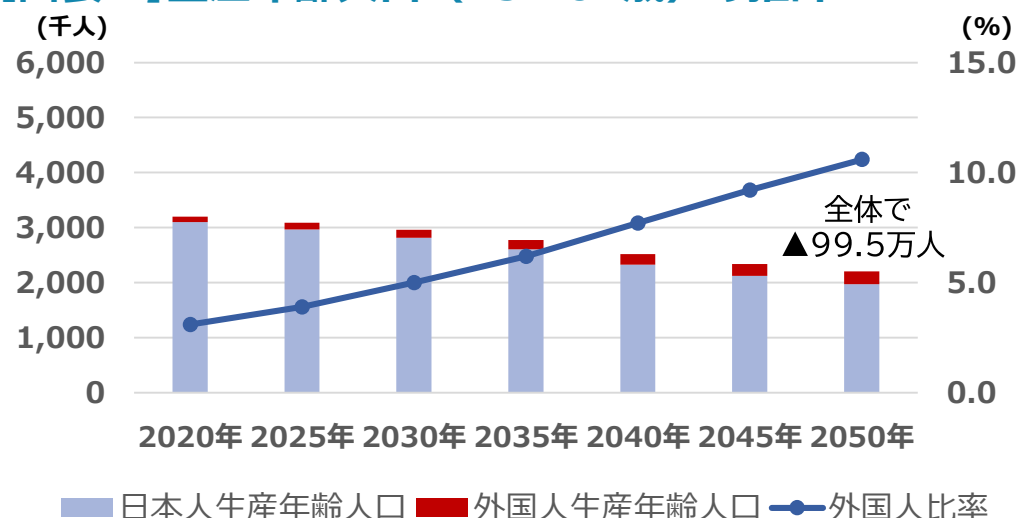
## （４） 兵庫県の推計人口

- ア. 日本人数は大きく減少する一方、外国人数は今後も増加の見込み。なお、総人口（外国人を含む）は大きく減少【図表 1】
- イ. 労働力につながる生産年齢人口は、2030年代半ば～2040年代半ばにかけて、日本人数の減少がさらに拡大の見込み【図表 2】
- ウ. 今後も、人手不足への対応の一つとして、外国人の受け入れは欠かせない状況

【図表 1】 総人口の推計



【図表 2】 生産年齢人口（15～64歳）の推計



区分	日本人		外国人		合計（日本人+外国人）		
	人数 (千人)	増減数	人数 (千人)	増減数	人数 (千人)	増減数	外国人比率
2020年	5,345	-	120	-	5,465	-	2.2%
2025年	5,166	▲ 179	143	23	5,310	▲ 155	2.7%
2030年	4,965	▲ 201	180	37	5,145	▲ 164	3.5%
2035年	4,750	▲ 215	213	33	4,964	▲ 182	4.3%
2040年	4,519	▲ 231	248	34	4,767	▲ 196	5.2%
2045年	4,285	▲ 234	278	30	4,564	▲ 204	6.1%
2050年	4,053	▲ 233	305	27	4,358	▲ 206	7.0%
合計	-	▲ 1,292	-	185	-	▲ 1,107	-

区分	日本人		外国人		合計（日本人+外国人）		
	人数 (千人)	増減数	人数 (千人)	増減数	人数 (千人)	増減数	外国人比率
2020年	3,098	-	99	-	3,197	-	3.1%
2025年	2,967	▲ 131	120	21	3,087	▲ 110	3.9%
2030年	2,813	▲ 154	148	28	2,960	▲ 127	5.0%
2035年	2,603	▲ 209	172	24	2,775	▲ 185	6.2%
2040年	2,324	▲ 279	194	22	2,518	▲ 258	7.7%
2045年	2,123	▲ 201	215	21	2,338	▲ 180	9.2%
2050年	1,969	▲ 154	233	18	2,202	▲ 136	10.6%
合計	-	▲ 1,129	-	134	-	▲ 995	-

【推計手法】 国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口 令和5(2023)年推計」の兵庫県人口（外国人を含む合計）を使用。2020年の国勢調査に基づく各年10月1日時点の推計。  
 ※同研究所の「日本の将来推計人口（令和5年推計）」日本人参考推計表に基づく全国の年齢階層別の日本人比率を用い、兵庫県の日本人数と外国人数を算出（2020年を含む全て）。

【留意事項】 国立社会保障・人口問題研究所の数値は近年の外国人の国際移動の状況等を踏まえて推計されているが、国の外国人関係制度の改正等を前提としているものではない。  
 特に今後の国方針等により外国人数は上下することが想定されるが、あくまで現時点における将来人口の規模感を示すものとして当該推計値を活用するもの。

## 3 外国人県民の現状（統計データ）

### （5）県内地域別の状況

- ア. 外国人数・比率は、県内すべての地域で増加傾向 【図表 1】  
 イ. 神戸地域のほか、特に北播磨地域の外国人比率が高い 【図表 1】

【図表 1】 地域別の状況

(人)

地	域	R3年度		R6年度		R3年度→R6年度		
		外国人数	外国人比率	外国人数	外国人比率	外国人数		外国人比率
神	戸	48,048	3.1%	60,211	4.0%	12,163	25.3%	0.9%
阪	神南	20,575	2.0%	25,596	2.4%	5,021	24.4%	0.4%
阪	神北	8,916	1.2%	10,910	1.5%	1,994	22.4%	0.3%
東	播磨	8,682	1.2%	11,045	1.5%	2,363	27.2%	0.3%
北	播磨	6,628	2.5%	9,210	3.5%	2,582	39.0%	1.0%
中	播磨	11,957	2.1%	15,186	2.7%	3,229	27.0%	0.6%
西	播磨	2,515	1.0%	3,629	1.5%	1,114	44.3%	0.5%
但	馬	1,529	0.9%	2,314	1.5%	785	51.3%	0.6%
丹	波	1,810	1.7%	2,503	2.5%	693	38.3%	0.8%
淡	路	1,280	1.0%	2,072	1.6%	792	61.9%	0.6%
総	数	111,940	2.0%	142,676	2.6%	30,736	27.5%	0.6%

【出典】外国人数：出入国在留管理庁「在留外国人統計」（各年12月末現在）

外国人比率：総務省自治行政局「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」

（令和3年度については令和4年1月1日現在、令和6年度については令和7年1月1日現在）

# 3 外国人県民の現状 (統計データ)

## (5) 県内地域別の状況

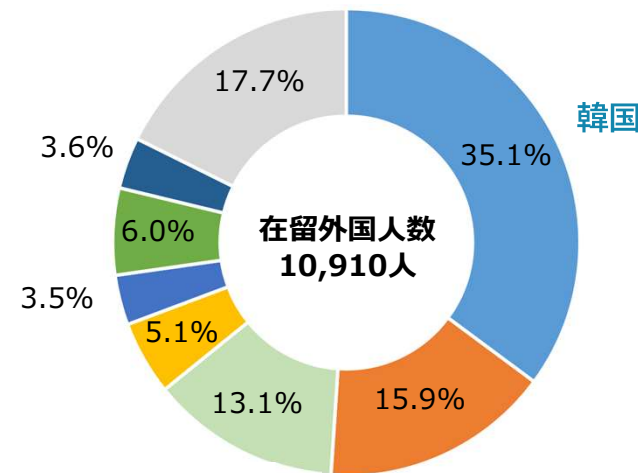
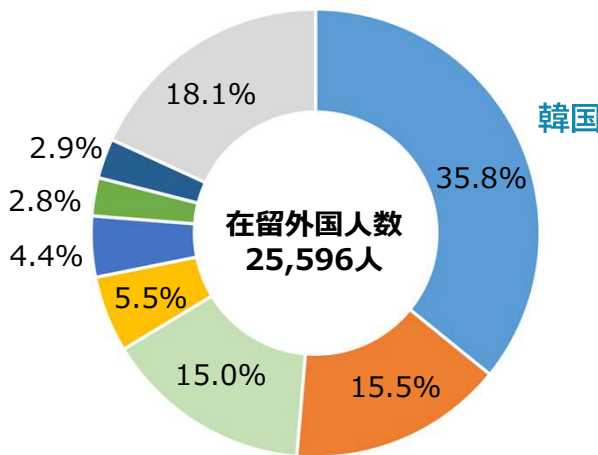
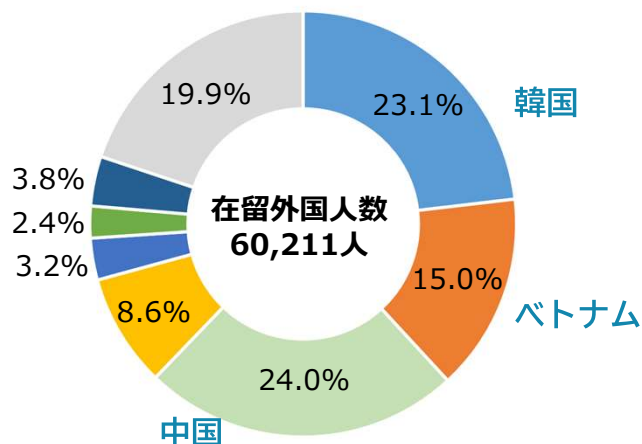
【図表2】国籍別・在留資格別の状況 (その1)

**神戸地域**  
(神戸市)

**阪神南地域**  
(尼崎市、西宮市、芦屋市)

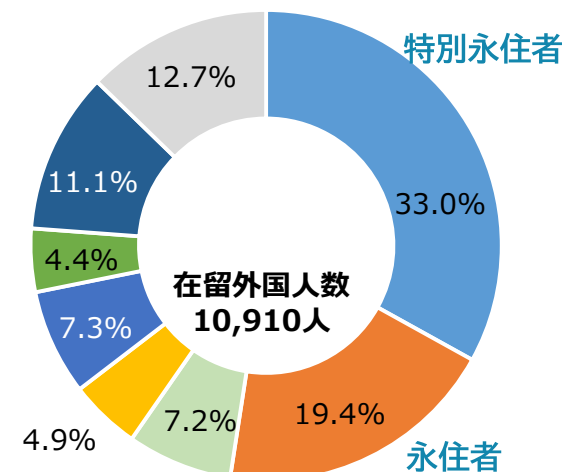
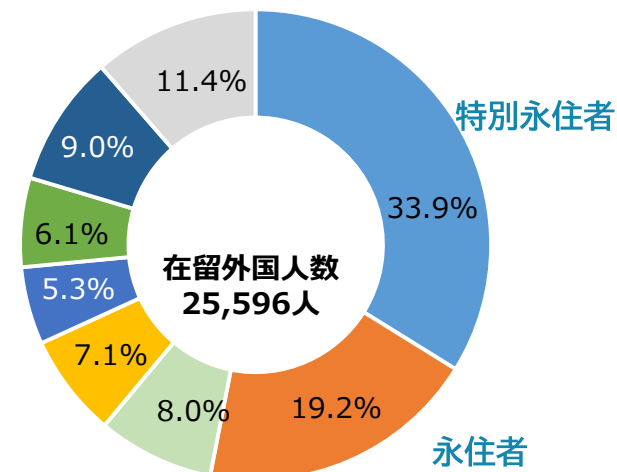
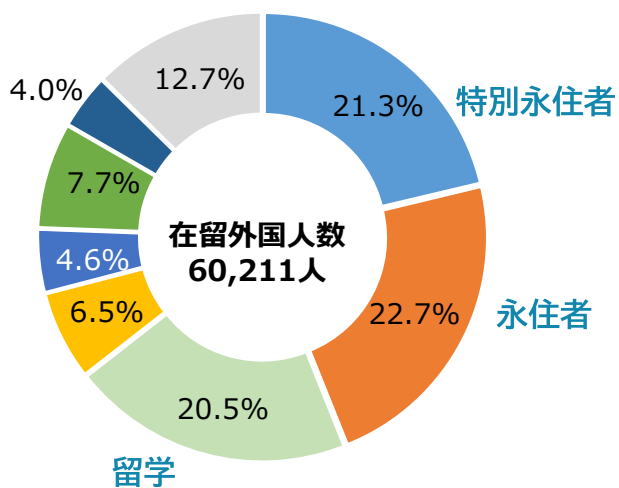
**阪神北地域**  
(伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町)

国籍別



■ 韓国 ■ ベトナム ■ 中国 ■ ネパール ■ フィリピン ■ インドネシア ■ ミャンマー ■ その他

在留資格別



■ 特別永住者 ■ 永住者 ■ 留学 ■ 技・人・国 ■ 特定技能 ■ 家族滞在 ■ 技能実習 ■ その他

出典：出入国在留管理庁「在留外国人統計」(R6年12月末現在)

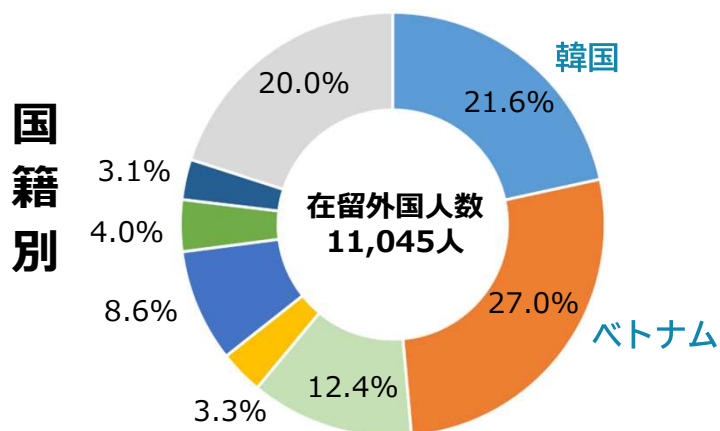
## 3 外国人県民の現状（統計データ）

### （5）県内地域別の状況

【図表2】国籍別・在留資格別の状況（その2）

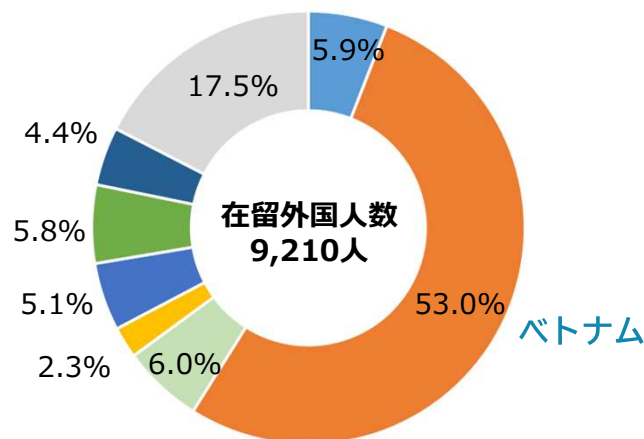
#### 東播磨地域

(明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町)



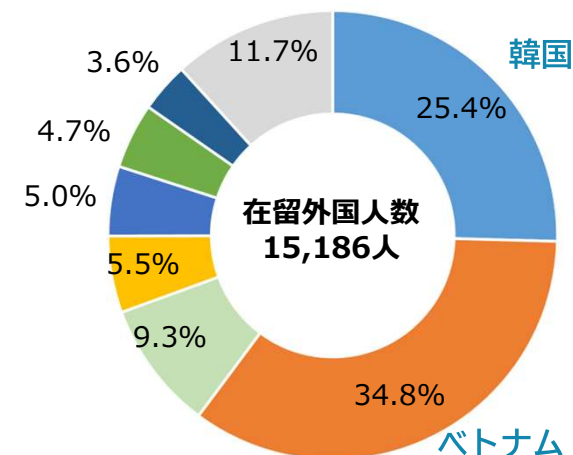
#### 北播磨地域

(西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町)



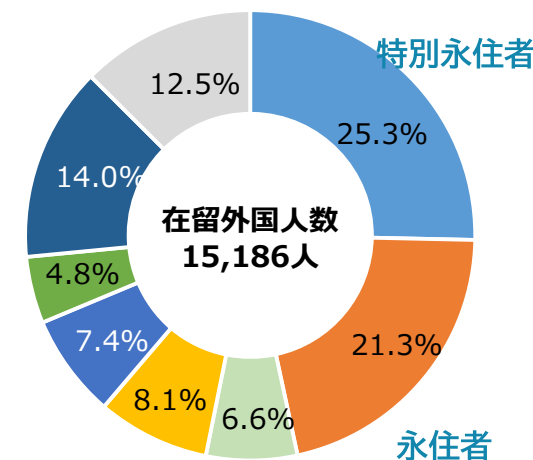
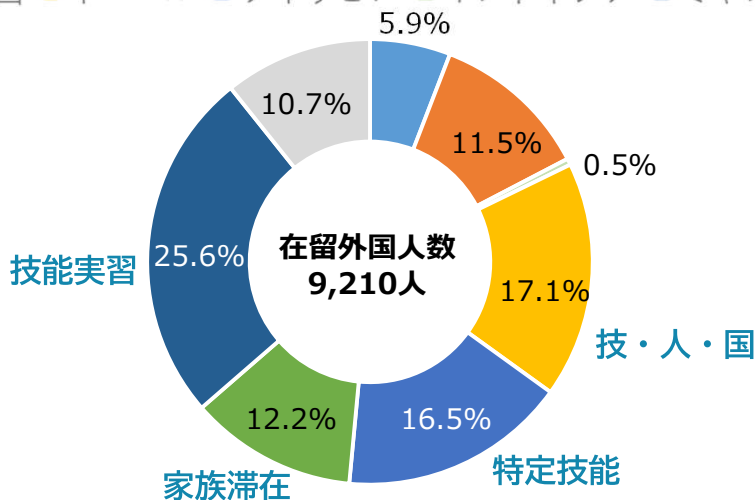
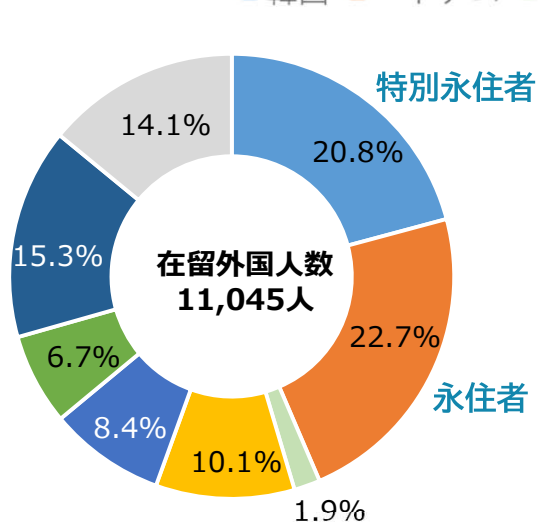
#### 中播磨地域

(姫路市、市川町、福崎町、神河町)



■ 韓国 ■ ベトナム ■ 中国 ■ ネパール ■ フィリピン ■ インドネシア ■ ミャンマー ■ その他

### 在留資格別



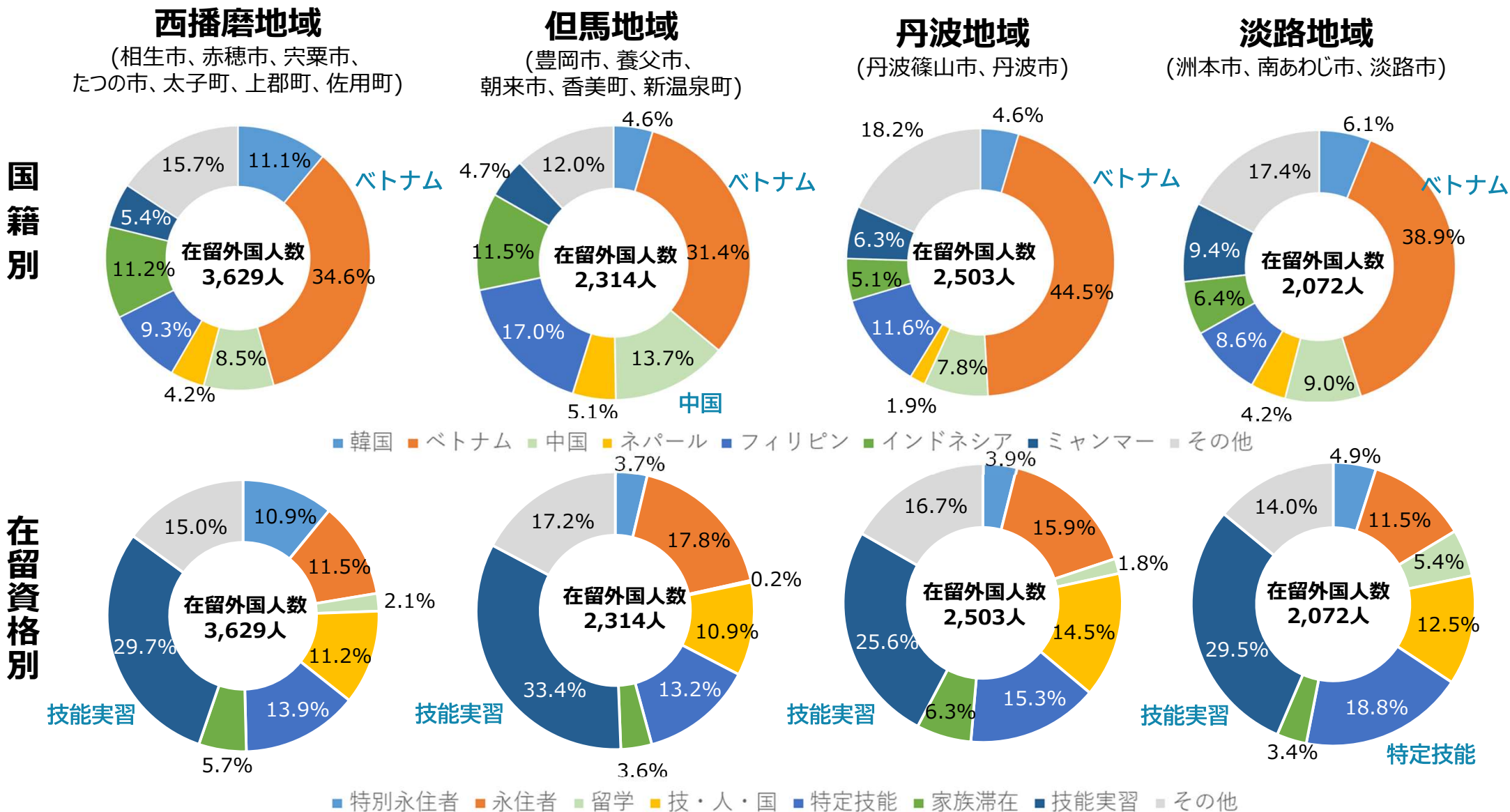
■ 特別永住者 ■ 永住者 ■ 留学 ■ 技・人・国 ■ 特定技能 ■ 家族滞在 ■ 技能実習 ■ その他

出典：出入国在留管理庁「在留外国人統計」（R6年12月末現在）

# 3 外国人県民の現状（統計データ）

## （5）県内地域別の状況

【図表2】国籍別・在留資格別の状況（その3）



出典：出入国在留管理庁「在留外国人統計」（R6年12月末現在）

## 4 国の動き

### (1) 特定技能制度 [平成31年 (2019年) 4月施行]

- ア. 生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお**人材を確保することが困難な産業分野**において、**一定の専門性や技能を有した即戦力の外国人**を受け入れるための制度。
- イ. 特定技能1号（相当程度の知識・経験）から**2号（熟練）**になると、**期間は実質無期限**となり、**家族帯同も可能**。

図表1：技能実習制度との比較

	目的	期間	日本語能力	転職・転籍	家族帯同
技能実習 (1号、2号、3号)	国際協力	最長 5年	挨拶～ 日常会話 (介護はN4相当必要)	原則 不可	不可
特定技能1号 (相当程度の知識・経験)	人材確保	通算 5年	日本語能力試験 N4相当以上 (一部N3以上)	可	不可
特定技能2号 (熟練)		無期限 (更新)			可 (配偶者・子)

#### 特定技能の受入分野

特定技能1号：19分野  
うち特定技能2号：11分野

介護

ビルクリーニング

建設

工業製品製造業※

造船・船用工業

宿泊

自動車整備

航空

鉄道

自動車運送

農業

漁業

外食業

飲食料品製造業

林業

木材産業

リネンサプライ

物流倉庫

資源循環

令和8年(2026年)1月23日  
の閣議決定で追加

技能実習1号  
(1年間)

技能実習2号  
(2年間)

技能実習3号  
(2年間)

特定技能(1号・2号)

「技能実習2号移行対象職種」のみ  
技能実習1号から2号へ移行可能  
(3号への移行ができない職種・作業あり)

実技試験

一時帰国

技能実習3号は  
優良な監理団体・実  
習実施者に限定

技能実習2号を「良好に修了」すると  
特定技能1号の日本語試験と技能試験が  
免除される。  
※特定技能1号における分野との関連性  
が認められる技能実習2号移行対象職種に  
従事していた場合のみ

特定技能制度では**受入れ機関（企業、個人事業主等）**が、自身が雇用する特定技能1号の外国人への各種支援を行う義務を負う（特定技能2号は支援の対象外）。

例) 出入国時の送迎、日本語学習機会の提供、住宅確保や生活に必要な契約支援 等

## 4 国の動き

### (2) 育成就労制度 [令和9年(2027年)4月施行予定]

- ア. 技能実習制度を発展的に解消し、**人材確保と人材育成を目的**とする新たな制度。  
 イ. 育成就労制度と特定技能制度に連続性を持たせることで、**外国人が日本で就労しながらキャリアアップ**できる分かりやすい制度を構築し、**長期にわたり日本の産業を支える人材を確保**することが目的。  
 ウ. **分野ごとに受入の上限人数あり**。令和10年度末までで、全国で42万6,200人（特定技能と合わせて123万1,900人※）。  
 ※現在の在留者数を含めての総数

図表1：育成就労と技能実習の比較

	目的	期間	外国人労働者にかかる受入条件	本人意向 転籍	MOC ※ 要否	送出国への 支払金額	監理団体・監理支援機関 許可基準
技能 実習	国際協力 (技術移転)	最長 5年	<ul style="list-style-type: none"> <li>前職条件（同種業務の従事経験）</li> <li>帰国後従事要件</li> <li>入国後講習（日本語教育含む）</li> </ul>	原則 不可	明記 なし	上限 なし (労働者負担分)	<ul style="list-style-type: none"> <li>十分な財産的基礎</li> <li>外部役員又は外部 監査措置の実施</li> </ul>
育成 就労	人材確保 人材育成	3年	<ul style="list-style-type: none"> <li>素行が善良であること</li> <li>就労開始時点までにA1相当以上の日本語能力（またはA1相当の講習受講）</li> </ul>	可 分野ごとに 1～2年の 転籍制限	明記 あり	上限 あり (労働者負担分)	<ul style="list-style-type: none"> <li>債務超過がない</li> <li>外部監査人の設置 等が加わり厳格化</li> </ul>

※MOC：送出国と受入れ国との二国間取決め

図表2：育成就労から特定技能への移行イメージ

育成就労分野：特定技能受入分野の19分野から自動車運送業と航空分野を除いた17分野

### 育成就労【3年】

就労開始前

なし

1年経過

育成就労評価試験  
(初級)

終了時(移行時)

育成就労評価試験  
(専門級)

### 特定技能1号【5年】

特定技能1号評価試験

### 特定技能2号

【制限なし】

特定技能2号評価試験

低

技能

日本語

A1相当以上  
A1に相当する講習受講

A1相当以上

A2.2相当(N4～  
N3)以上(試験あり)

A2.2相当(N4～N3)以上

B1相当(N3～N2)  
以上

高

一部の分野は  
特定技能1号のみ

## 4 国の動き

### (3) 外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策 [令和8年(2026年)1月23日閣議決定]

#### I 基本的な考え方

- 一部の外国人による、我が国の法やルールを逸脱する行為・制度の不適正利用について、国民が感じている不安や不公平感に対処する必要
- 入国前の日本語教育及び社会規範等の理解促進、法やルールを逸脱する行為に対する公正・厳正な対処、事実・実態を把握した上での制度適正化、正確かつ十分な情報公開、関係機関間の情報共有・相互連携といった取組により、安全・安心な社会を実現
- その上で、我が国の法やルールの中で、国民と外国人の双方が安全・安心に生活し、共に繁栄する社会の実現を目指す必要

#### II 国民の安全・安心のための取組

##### 1 既存ルールの遵守、各種制度の適正化に向けた取組

###### (1) 出入国・在留管理等の適正化・外国人受入れについて

- ① 出入国管理DXの推進を含む出入国管理の適正化**  
電子渡航認証制度（JESTA）の導入
- ② 在留管理の一層の適正化**  
在留資格の審査の厳正な運用、在留資格等の在り方や帰化の厳格化の検討
- ③ 不法滞在者ゼロプランの強力な推進等**  
不法就労対策の強力な推進等、外国人犯罪への適切な対応、外面切替の厳格な運用等 等
- ④ 秩序ある共生社会の実現に向けた受入環境整備**  
帯同家族を含む在留外国人が日本語や日本の制度、ルール等を学習するプログラムの創設を検討
- ⑤ 在留許可手数料・査証手数料の見直し**  
入管法の所要の改正などを行ったうえ、在留許可手数料を引き上げ
- ⑥ 外国人の受入の基本的な在り方の検討**  
外国人に係る諸課題を整理し、受入れの基本的な考え方を検討

###### (2) 外国人制度の適正化等について

- ① マイナンバー等を活用した情報連携の更なる活用**
- ② 税・社会保障・医療に係る制度の適正化**
- ③ 日本語教育の充実**  
来日前の日本語教育（海外の日本語教育活動の支援）、地方公共団体による地域日本語教育の総合的な体制づくりへの財政支援の拡充 等
- ④ 福祉・教育・住居等制度の適正化**  
出入国関連情報のマイナンバーによる情報連携、外国人留学生支援運用の適正化、公営住宅・UR賃貸住宅等新規入居者の国籍把握 等
- ⑤ 民泊・オーバーツーリズムへの対応**

##### 2 土地取得等のルールの在り方を含む国土の適切な利用及び管理に向けた取組

土地所有等情報の透明性向上と公開性確保、マンション取引や地下水採取の実態の把握、外国人の土地取得のルールの在り方等

#### III 外国人が日本社会に円滑に適応するための取組

- 1 日本語教育の充実（再掲）**
- 2 秩序ある共生社会の実現に向けた受入れ環境整備（再掲）**
- 3 情報発信・相談体制の強化**  
外国人の目線に立った情報発信の強化、外国人が抱える問題に寄り添った相談体制の強化、やさしい日本語化の促進

- 4 ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援**  
乳幼児期、学齢期、青壮年期、高齢期の課題に応じた支援等の実施
- 5 その他**  
日本社会の意識醸成、関係機関間の連携、政府統計の充実等 等  
『外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策（概要）（詳細版）』より

## 5 現行の主な県施策

### 〔主な取り組み成果と課題〕

<b>(1) 多文化共生の意識づくり</b> ・意義の普及啓発 ・情報発信	<b>取組</b> ア 「インターネット上の誹謗中傷、差別等による <b>人権侵害の防止に関する条例</b> 」を新たに制定（令和8年1月） イ 多文化共生の意識醸成に向けた <b>研修会の参加者数は増加</b> し、取組に広がり（R3:248人→R7:345人） ウ その他、人権に関する県民運動や、多文化共生教育フォーラム等の <b>普及啓発活動を継続的に実施</b>
	<b>課題</b> エ 「 <b>外国人にも住みやすくなっていると思う人の割合</b> 」は、直近では改善傾向も見られるが、 <b>総じて横ばいで推移</b> （R3:30.5%→R6:21.6%→R7:24.0%）。 <b>多文化共生の理解促進、意識向上</b> は引き続き課題
<b>(2) 多様な文化を理解し活躍できる人づくり</b> ・外国人児童生徒 ・日本語・文化習慣 ・学校の受入体制 ・グローバル人材育成	<b>取組</b> ア 平成27年度に <b>全ての市町で日本語教室の開設</b> を実現し、以降、これまで継続して展開 日本語教育環境を強化する総合的な体制づくり事業では、実施市町数が増（R3:5市町→R7:12市町） イ <b>外国人生徒の県立高校特別選抜の拡充</b> （R7:6校 計18名→R8:9校 計28名予定） 学校への <b>子ども多文化共生サポーターの派遣校数の増加</b> （R3:122校→R7:290校）など、体制整備 ウ 外国人留学生ワンストップ相談窓口の設置（R5年5月）、チャレンジ留学～HYOGO若者「海外武者修行」応援プロジェクト～（R6年4月）など、 <b>外国人留学生対応やグローバル人材育成の新たな取組み</b> を実施
	<b>課題</b> エ 今後も日本語教育は重要なテーマ。環境整備は一定進んでいるが、財源等もあり、 <b>市町の取組には差が生じやすい</b> 。 <b>ニーズ増加や地域分散化への対応、人材の育成確保等</b> は課題で、更なる質と量の充実が求められる
<b>(3) 暮らしやすく働きやすい生活基盤づくり</b> ・多言語相談体制 ・医療、住宅確保 ・雇用就業の環境 ・防災の意識啓発	<b>取組</b> ア <b>多文化共生総合相談センターの多言語化</b> （R3:21言語→R7:25言語）、 <b>相談件数も高い水準を維持</b> イ <b>セーフティネット住宅登録戸数の増</b> （R3:26,649戸→R7:33,086戸）、 <b>防災アプリのダウンロード数の増</b> （R3:26万件→R7:48万件）など、生活基盤を支える仕組みを着実に整備 ウ 外国人材が安心して就職・定着できるよう、働く環境が整った企業を認定する「 <b>ひょうごグローバル人材活躍企業認定制度</b> 」を新たに整備（R7年11月）するなど、魅力ある企業を後押しする取組みを実施
	<b>課題</b> エ 在留外国人数の増加（5年間:38.5%）ほど <b>相談窓口の相談件数は増加せず推移</b> 。 <b>認知不足の可能性あり</b> オ 労働者だけでなく帯同家族も増加する中、 <b>暮らし全般にわたる安全・安心のための継続的な環境整備が必要</b>
<b>(4) 誰もが参加できる活力ある地域づくり</b> ・外国人県民の地域活動への参画 ・人材の育成	<b>取組</b> ア 在住地域の分散化が進んでいることを踏まえ、R3年の指針改定以降、地域ごとで幅広い主体が参加する <b>ネットワーク会議を毎年開催し、地域内連携</b> に注力（R3北播、R4丹波、R5但馬、R6中播、R7阪南） イ また、 <b>外国人コミュニティ等への支援や、異文化理解を深めるイベント</b> も継続的に実施
	<b>課題</b> ウ 地域社会の一員として、また、文化・習慣の理解促進のためにも、 <b>外国人県民の地域活動への参画</b> は重要 エ 「 <b>外国の文化や人々と接してみたいと思う人の割合</b> 」は <b>横ばいで推移</b> （R4:40.3%→R6:37.5%→R7:38.9%） 同じ県民として外国人と日本人の <b>双方の理解</b> を深めるため、 <b>コミュニケーション・交流機会の確保</b> は課題

※ 今後実施のアンケート調査（市町、外国人県民、外国人団体、企業等）も踏まえて全体の課題を再整理予定

# 5 現行の主な県施策 (1) 多文化共生の意識づくり

## 多文化共生の意義の普及啓発、地域の実情に応じた環境づくりと情報発信

### ①インターネット上の人権侵害の防止 [県民生活部]

#### ア. インターネット上の誹謗中傷、差別等による人権侵害の防止に関する条例の制定 (R8年1月)

社会全体でインターネット上の人権侵害防止に向けた取組を推進する。

<県として取り組むべき施策>

- a 啓発等の実施 b 相談体制の整備
- c 不当な差別への対応

#### イ. 誹謗中傷等防止啓発キャンペーン

啓発動画を作成し、SNS広告を実施。啓発ポスターを高校・大学、公共施設等で掲示。

#### ウ. 相談体制の整備

専門職員、弁護士による専門相談を実施。  
<R7実績> 職員：277件、弁護士：65件

#### エ. インターネットモニタリング事業

差別的な投稿についてモニタリングを実施し、悪質なものは事業者等へ削除依頼を行う。



### ②「多文化共生」を考える研修会 [産業労働部・H I A]

文化や言語、生活習慣、歴史的背景の違いを認め合い、互いに尊重し合う多文化共生社会の実現を目指し、NPO法人神戸定住外国人支援センター等との協働により開催。

<対象者>

県・市町職員（外国人住民担当、国際担当、教育委員会職員等）、教員、日本語教師・ボランティア、外国人支援NGO職員等

<R7実績> 参加人数：4日間(8月)延べ345人

区分	R3	R4	R5	R6	R7
参加人数	248	347	321	308	345

<内 容>

- 第1回：総論～単一民族国家という幻想～
- 第2回：外国ルーツの子どもが元気になる教育
- 第3回：海外の移民、マイノリティ政策の光と影
- 第4回：地域の状況と協働



### ③人権総合情報の発信による普及啓発 [県民生活部]

人権に関するタイムリーな情報を掲載した総合情報誌を発行し、県民や人権関係機関・団体等に提供、ラジオ放送で内容を紹介。

<R7実績> 発行部数：毎号21,000部（隔月発行）

### ④「人権文化をすすめる県民運動」の推進 [県民生活部]

県民一人ひとりが、お互いの人権の尊重を感性として育み、日常生活の中で人権尊重を自然に態度や行動として表すことが文化として定着している社会をめざす県民運動

<R7実績>

- ・人権啓発フェスティバルの開催 8月（尼崎市）  
来場者数：約1,300人
- ・人権のつどいの開催 12月（神戸市）  
来場者数：約300人

### ⑤子ども多文化共生教育フォーラム等の実施 [教育委員会]

外国人パネリストによる体験談等を通じ、外国人児童生徒等を取り巻く課題を明確にし教育関係者や県民の理解を深める。

<R7開催内容> 包摂性のある社会を築くために～外国人児童生徒の『在りたい未来』を実現する支援の絆～

### ⑥地域に学ぶ体験学習支援事業 [教育委員会]

参加体験型の学習活動や地域活動等を実施して、人権問題について学習するための講座を開設する市町へ経費の一部を補助。

<R7実績> 講座数 26

《参考》「兵庫のゆたかさ指標」県民意識調査 『外国人にも住みやすくなっていると思う人の割合』

「『そう思う』『まあそう思う』と答えた人の割合

	R3	R4	R5	R6	R7
実績値	30.5%	23.0%	22.7%	21.6%	24.0%

# 5 現行の主な県施策

## (2) 多様な文化を理解し活躍できる人づくり

### 外国人児童生徒等への日本語・母語教育の推進 (日本語及び日本の文化・習慣に関する学習支援)

#### ①地域日本語教育の総合的な体制づくり

[産業労働部・H I A]

外国人県民が生活に必要な日本語能力を習得できるよう、県内の日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくりを推進。  
平成27年度に**全ての市町における日本語教室の開設**を実現。

##### ア. 総合調整会議の開催 (年2回)

県全域における日本語教育の取組水準を適切に確保し、各団体間の連携を深める。

＜参加者＞ 県、県国際交流協会、市町、日本語教育有識者、教育委員会事務局、商工会連合会等

##### イ. 地域日本語教育シンポジウムの開催 (年1回)

＜R7テーマ＞ ともに生きる社会を目指す私たちの役割とは？  
ーまず知ろう、受入れの制度と現状ー

＜対象者＞ 外国人雇用企業の担当者、外国人県民施策に関わる市町担当者、日本語学習支援者、日本語教師等

##### ウ. 県内全域における日本語教育水準の向上施策 (H I A)

- ・総括コーディネーター配置、市町の日本語教育事業拡充等の伴走支援
  - ・外国人県民への学習支援者対象研修、日本語教師対象研修等
  - ・外国人県民対象初級日本語講座 (6クラス18回2期)、すぐに役立つ日本語講座 (2クラス18回)
- ＜R7実績＞ 252回 (上記日本語講座合計)

##### エ. 市町における日本語教育の推進 (市町・市町国際交流協会)

- ・地域日本語教育コーディネーターの配置、地域調整会議の実施
  - ・地域日本語教育に付随して実施される地元の人々との交流活動や文化理解のための取組 等
  - ・「生活者としての外国人」に対する日本語教室の実施
- ＜R7実績＞ 602人 (下記R7の12市町での日本語教室受講者数)

区分	R3	R4	R5	R6	R7
実施市町等数	5	8	10	11	12

#### ②外国人県民・児童生徒の居場所づくり [H I A]

外国人県民・児童生徒が定期的集まることができる地域社会での拠点であり、緊急時のセーフティーネットとして機能する、外国人県民・児童生徒の居場所づくり (地域の母語教室、学習支援教室等) を行うボランティア団体・グループを支援。

＜支援内容＞

基本メニューの中から1項目以上を実施  
(追加メニューは基本メニューに加えて実施)

＜補助額＞

- ・基本メニュー・・・開催回数×5,000円 (上限15万円/講座)
- ・追加メニュー・・・上限額10万円



	項目	R7実績
基本メニュー	a 児童生徒対象の母語教室・母語による学習支援教室	27講座
	b 外国人県民対象の地域日本語教室	20講座
	c 児童生徒対象の日本語教室・日本語による学習支援教室	25講座
追加メニュー	d-①地域との交流活動事業	4事業
	d-②児童生徒の社会的職業的自立を支える事業	6事業
	d-③児童生徒の進路進学や未就学児の学習を支える事業	6事業

#### ＜参考＞ 「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」国庫補助

- 補助事業者：都道府県、政令指定都市等 (市町・市町国際交流協会は県を通して補助)
- 選考結果※：R7年度3位(58団体中)、R8年度2位(60団体中) ●補助率：1/2

※審査により国庫補助額算定率 (R8：85～55%) が決定

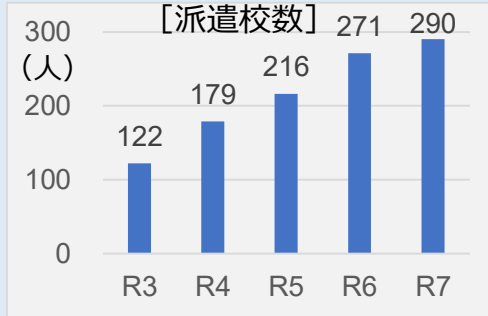
## 5 現行の主な県施策

### (2) 多様な文化を理解し活躍できる人づくり

#### 学校での受入体制整備・学習機会の確保

##### ① 子ども多文化共生サポーターの派遣 [教育委員会]

日本語指導が必要な外国人児童生徒等に対し、教育等とのコミュニケーションの円滑化 及び学校生活への早期適応のため、サポーターを県立学校や市町組合立学校に派遣。



<配置期間> 県立学校の場合

- 派遣基準日において在留期間が6ヶ月未満の場合
  - 派遣当初から約6ヶ月までは、1週間に2～4回程度
  - 7ヶ月以降から派遣期間満了時までは、1週間に1回程度
- 派遣基準日において在留期間が6ヶ月以上24ヶ月未満の場合
  - 派遣期間満了時まで1週間に1回程度
- 児童生徒が多数在籍する配置校の場合
  - 配置回数を1週間に1回程度追加することができる

##### ② 外国人生徒の県立高校特別枠選抜 [教育委員会]

渡日間もなく日本語運用能力やコミュニケーション能力が十分でない外国人生徒を対象に入学者選抜方法の工夫、入学後の学習支援を行う特別枠選抜を実施し、学習機会の充実を図る。

<R7実績> 実施校6校 (計18名) <R8予定> 9校 (計28名)

##### ③ 子ども多文化共生センターの設置 [教育委員会]

多文化共生にかかる人材や情報を一元化し、研修や交流などの機能を有するセンターを運営。

##### ④ 外国人学校の多文化共生推進 [総務部]

県内外国人学校が一堂に会する「外国人学校フェスティバル」を実施し、外国人学校児童生徒と地域住民が交流。

#### 外国人留学生・ビジネス人材の受入体制整備 兵庫発グローバル人材の育成と地域間交流の推進

##### ① チャレンジ留学～HYOGO若者「海外武者修行」応援プロジェクト～ [産業労働部]



留学先で個々の学びを深めるためにチャレンジする若者を官民連携で支援し、兵庫で学び、グローバルな視点・能力を持ち、国際的に活躍する若者を育成するため、留学支援を実施。(R6年4月～)

<留学期間> 約1か月(7～8月頃)

<補助人数> 高校生 30人程度 (R7実績: 20人)  
大学1年生 5人程度 [新]

<補助金額> 上限50万円/人

<留学内容> 自身が挑戦したい分野の活動・研究 + 兵庫県のアンバサダー活動



##### ② 外国人留学生採用ワンストップ相談窓口の設置

[産業労働部]

留学生の採用を検討する県内企業や留学生等からの相談に対し、採用から採用後の職場定着までをワンストップで支援する相談窓口の運営や外国人雇用に係るセミナーを開催。(R5年5月設置)

<R7実績>

- 窓口相談件数: 企業148件 留学生286件
- 外国人留学生採用促進セミナー「外国人採用が企業の未来を救う」開催

##### ③ 海外ビジネス外国人材確保支援 [産業労働部]

JETRO神戸と連携して、外国人材の雇用・育成業務に取組み、中小企業の海外展開を支援。

<R7実績> 外国人雇用に関する専門家派遣による支援: 25社  
外国人材活用セミナー・ワークショップ: 6件

# 5 現行の主な県施策

## (3) 暮らしやすく働きやすい生活基盤づくり

### 情報提供の多言語化、多言語による相談体制

#### ① ひょうご多文化共生総合相談センターの設置

【産業労働部・H I A】

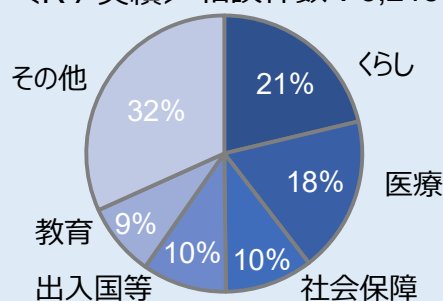
平日は、相談員による**5言語**（日本語、英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語）での生活・専門相談、情報提供及び外部通訳による**21言語**（R8～）での生活相談。週末は、相談員及び外部通訳による**26言語**（R8～）での生活相談を実施。

	区分	開設時間	相談員
平日	一般相談	毎週月～金曜日 9:00～17:00	H I A非常勤嘱託員 5名
	法律相談	毎週月曜日 13:00～15:00	兵庫県弁護士会へ委託
	出入国・在留管理に関する専門相談	第3木曜日 13:30～16:30	出入国在留管理局職員
週末	一般相談	毎週土～日曜日 9:00～17:00	N G O相談員2名

<R3～7相談実績>

区分	相談件数	対応言語数
R3	3,737件	21言語
R4	4,264件	22言語
R5	3,551件	22言語
R6	3,347件	24言語
R7	3,215件	25言語

<R7実績> 相談件数：3,215件



#### ② N G Oと連携した外国人県民相談【産業労働部・H I A】

NGOによる毎週金曜日17:00～20:00の夜間相談を実施。

<R7実績> 相談件数：232件

#### ③ 多言語による情報発信【産業労働部・H I A】

災害時等の緊急情報を多言語で情報発信。

<R7実績> カムチャッカ半島沖地震による津波注意報発令及び解除情報

### 医療サービスや住宅確保のための環境整備

#### ① 医療機関における外国人患者受入環境整備

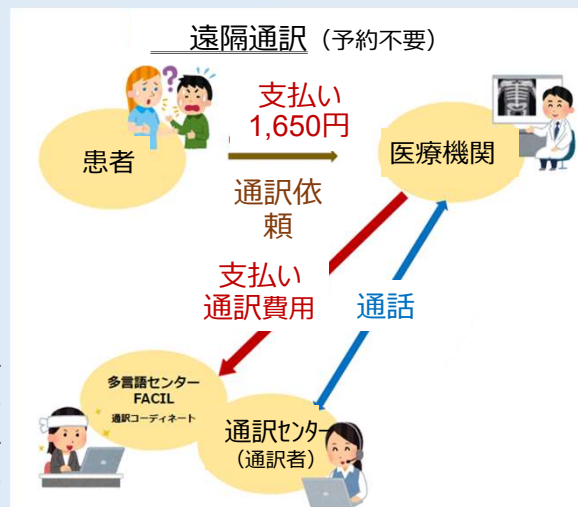
【産業労働部・H I A】

医療通訳コーディネーターの配置や遠隔地通訳支援システムの構築等を進める取組を支援。

<対応病院>

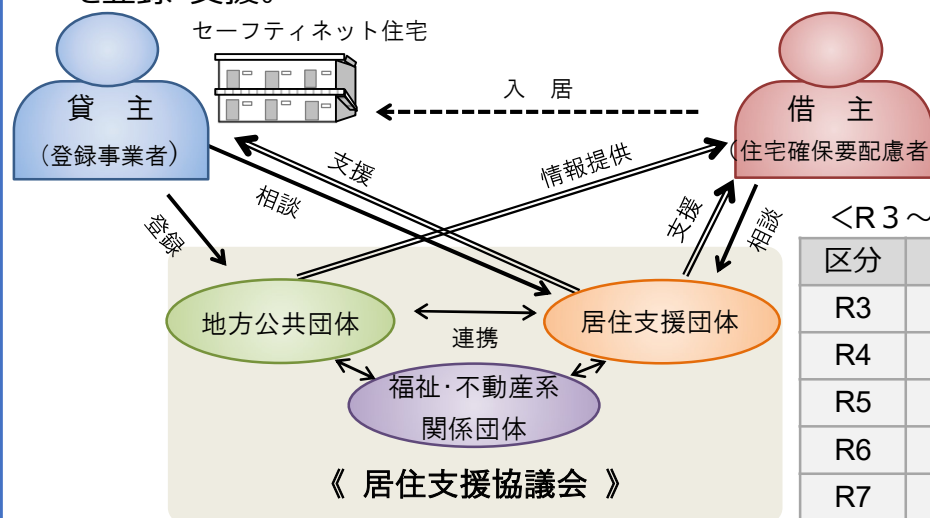
- ・神戸市内 7病院
- ・小野市内 1病院
- ・加西市内 1病院
- ・丹波篠山市内 1病院
- 合計 10病院

- <R3実績> (同行) 293件  
(遠隔) 423件  
<R7実績> (同行) 600件  
(遠隔) 679件



#### ② 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給【まちづくり部】

高齢者や外国人等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅を登録・支援。



<R3～7実績>

区分	登録戸数
R3	26,649戸
R4	28,729戸
R5	30,216戸
R6	32,307戸
R7	33,086戸

# 5 現行の主な県施策

## (3) 暮らしやすく働きやすい生活基盤づくり

### 雇用就業をめぐる支援と環境の充実

#### ① ひょうごグローバル人材活躍企業認定制度 【産業労働部】

外国人が安心して就職し定着できるよう、働く環境が整った企業を認定。(R7年11月～)



ひょうごグローバル人材活躍認定企業  
Hyogo Certified Global Talent-Friendly Company

##### 《チェックリスト》

1. 法令順守 [1項目]
2. 募集・採用 [4項目]
3. 労働環境 [3項目]
4. 生活環境 [2項目]
5. キャリア支援・福利厚生 [4項目]
6. エンゲージメントの向上 [4項目]

チェックリスト18項目中15項目以上を、  
・実施できていれば「**認定企業**」  
(審査会を経て認定)  
・これからの実施を宣言すれば「**宣言企業**」

	認定制度 (認定企業)	宣言制度 (宣言企業)
認定/登録の流れ	書類提出 → 書類審査 → 認定審査会 → 認定	書類提出 → 書類審査 → 登録
認定/登録期間	3年間 (更新あり)	3年間 (更新なし)
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県ホームページで企業名を公表 (チェックリストも公表し企業の取組内容が見える化)</li> <li>・認定書の交付、認定ロゴマーク使用</li> <li>・キャリアフェア(国内外の合同企業説明会)への優先出展</li> <li>・フォローアップセミナー参加</li> <li>・日本政策金融公庫特別利率適用</li> <li>・兵庫県信用保証協会保証料率割引</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県ホームページで企業名を公表 (チェックリストは公表しない)</li> <li>・サポートセミナー参加</li> <li>・認定取得に向けた専門家無料相談</li> <li>・日本政策金融公庫特別利率適用</li> <li>・兵庫県信用保証協会保証料率割引</li> </ul>

＜R7実績＞ 認定企業32社、宣言企業22社

#### ② 外国人雇用HYOGOサポートデスクの設置【産業労働部】

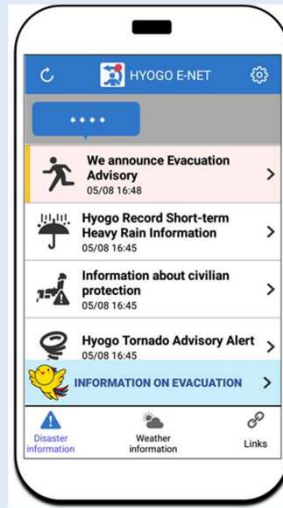
県内企業に対し、外国人雇用に対する理解を深め、外国人労働者を在留資格に応じて適正に雇用できるよう相談支援等を行うサポートデスクをひょうご・しごと情報広場内に設置。

＜相談実績＞ R3: 550件、 R7: 516件

### 防災への意識啓発と災害時の支援体制の整備

#### ① ひょうご防災ネット・ひょうごEネットの運用【危機管理部】

スマートフォンアプリや携帯電話等のメール機能を利用して、気象情報、地震情報、避難情報等の情報発信。



##### 「ひょうご防災ネット」スマートフォン用アプリ

12外国語対応や音声読上げ機能（日本語+12外国語）、ピクトグラム（絵文字・絵単語）を使用して、外国人や高齢者などを含め、多くの方にわかりやすく防災情報を提供。

＜配信登録件数＞ 約141万件 (R7末時点)

＜アプリダウンロード件数 (累計) ＞ (件)

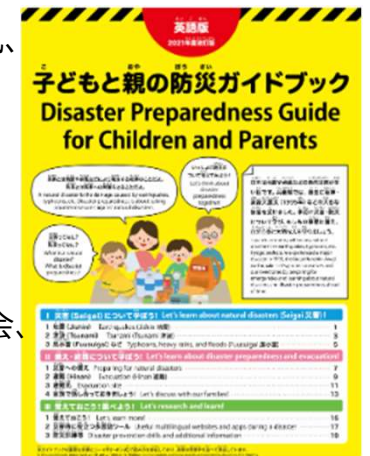
R3	R4	R5	R6	R7
26万	30万	35万	44万	48万

#### ② 「子どもと親の防災ガイドブック」の作成【HIA】

頻度の高い自然災害（地震、津波、台風、大雨・洪水、土砂災害、雷、竜巻）についての解説や、それぞれの災害への対応策、日頃からの準備等についてわかりやすくまとめたガイドブックを作成。

＜作成言語＞ 16言語

＜配布先＞ 県内市町、市町国際交流協会、大学、外国人学校、外国人コミュニティ等



## 5 現行の主な県施策

### (4) 誰もが参加できる活力ある地域づくり

#### 外国人県民の地域活動への参画促進、多文化共生に取り組む人材の育成

##### ① 多文化共生ネットワーク会議 [産業労働部]

県・市町や外国人支援団体、外国人雇用企業等が情報共有し、ネットワークを構築して自主的な課題解決を促進するための会議を開催。



<開催順> 毎年地域を変えながら順に開催

開催年度	R3	R4	R5	R6	R7
開催地	北播磨	丹波	但馬	中播磨	阪神南

<R7実績>

参加者：阪神南地域の関係市、外国人雇用企業、監理団体、商工会議所、日本語学校、日本語教室、外国人留学生等  
テーマ：地域に開かれた外国人との共生

##### ③ 民間国際交流への支援 [HIA]

多文化共生や国際交流活動に取り組む民間の非営利団体等に対して、活動費の一部を助成。R7年度から県内の高校等も対象。

- ・対象事業：国際交流イベントの開催、県民への多文化共生啓発事業等
- ・助成金：最高10万円まで（助成対象経費の合計額1/2以内）

<R7実績> 17団体に助成

##### ④ 外国人コミュニティ活動支援事業 [HIA]

外国人コミュニティによる、母語教室や母文化保持、交流のための事業をNPO団体等との協働で実施。

##### ② 外国人県民共生会議 [産業労働部]

外国人県民を取り巻く課題に対し、行政と外国人団体がその取り組みを協議する場として、「兵庫県外国人県民共生会議」を設置。



<R7実績>

参加者：外国人団体、外国人支援団体、市町関係団体、国際交流団体  
テーマ：災害時の外国人県民の安全と安心に向けた取組  
～阪神・淡路大震災30年を迎えて～

##### ⑤ ウクライナ避難民地域共創事業 [HIA]

県内在住の親族・知人等を頼りウクライナから本県に一時避難した避難民と地域住民との協力による、相互理解と交流の場の創出を支援。

<R7実績> 3団体に助成

##### ⑥ ひょうご国際交流キャラバンプロジェクト [HIA]

異文化理解と各地域の多文化共生に向けて、兵庫県国際交流員（CIR）の企画による国際交流イベントを関係団体等と連携し、各地で実施。

《参考》「兵庫のゆたかさ指標」県民意識調査

『外国の文化や人々と接してみたいと思う人の割合』

	R4	R5	R6	R7
「そう思う」「まあそう思う」と答えた人の割合	40.3%	39.6%	37.5%	38.9%

## 6 令和7年度「多文化共生社会検討実務者会議」での市町の声

令和7年度、本県と市町で（1）情報発信・相談、（2）相互理解・居場所づくり、（3）災害支援・共助、（4）地域日本語教育をテーマに、実務者会議を実施。

	テーマ	主な意見
第1回	(1) 情報発信・相談	<p>ア NPO法人の支援団体には年間100件以上、外国人の方から相談実績があるが、市の相談窓口に来ていただけというケースはほとんどない</p> <p>イ 子どもの医療費助成制度について、やさしい日本語と多言語のチラシ作成や書かない窓口（申請時自動印字）を導入し、外国人の<u>手続き負担を軽減している</u></p>
	(2) 相互理解・居場所づくり	<p>ア 単なる交流会では外国人が集まらない。外国人が<u>やりたいことやメリットがないと人を集めることが難しい</u></p> <p>イ 地域日本語教室に来ている外国人にアンケートを取って<u>どんなことをやりたいか聞いて、お弁当の作り方などを体験してもらっている</u></p> <p>ウ 市からの情報を郵送して周知しているが、<u>どういったことを外国人が求めているか分からない</u></p> <p>エ 外国人との交流イベントでは、イベントだけでなく<u>生活する上での課題を聞く機会</u>にしたい</p> <p>オ <u>協力確認書を利用して企業とのつながりやチャンネルを作っていくことが必要</u></p>
第2回	(3) 災害支援・共助	<p>ア 去年やったからもう参加しないという声もあるが、<u>体で覚えるような訓練が大事なので、参加の必要性を繰り返し伝えている</u></p> <p>イ 在住外国人への防災訓練の募集は、<u>地元の国際交流協会頼りな面があり、地域日本語教室の受講者になりがち</u></p>
	(4) 地域日本語教育	<p>ア 高校や夜間中学に入学できても学校で教科学習に加えて日本語を教えなければならないため、<u>学校現場に大きな負担がかかっている</u></p> <p>イ 市内の小中学校で生活に必要な日本語能力が不十分な外国にルーツを持つ児童が<u>増加している</u></p> <p>ウ <u>学校以外で日本語と学習支援を行う方法について検討いただきたい</u></p> <p>エ 外国人は増えているが、それを支援するボランティアスタッフが<u>少なく対応に苦慮している</u></p> <p>オ 企業から日本語教育についての依頼があるが、<u>人員が足りず対応が難しい</u></p> <p>カ 外国人労働者への日本語教育は、<u>市の人材不足のため企業努力に頼らざるを得ない</u></p>

課題
<p>ア 自治体が発信する情報や取組の周知の徹底・強化</p> <p>イ 情報の多言語化及びやさしい日本語による発信の促進</p>
<p>ア <u>ニーズを把握し、在住外国人に参加してもらえるような企画立案</u></p> <p>イ 情報がきちんと伝わる仕組づくり</p> <p>ウ 外国人雇用企業との連携・チャンネルづくり</p>
<p>ア 防災教育・訓練の重要性の<u>更なる周知</u></p> <p>イ 情報がきちんと伝わる仕組づくり</p>
<p>ア 外国人児童生徒に対する<u>学習支援・日本語教育支援</u></p> <p>イ <u>日本語学習支援者の育成・確保</u></p> <p>ウ <u>外国人労働者への日本語教育の現状把握及び教育支援</u></p>

# 7 改定の方向性

## (1) 指針の項目案

今回の推進指針の改定では、従前の推進指針の理念を生かしつつ、昨今の社会経済情勢や新たな課題を踏まえたうえで、以下の項目案とする。

現行指針
<b>1 多文化共生の意識づくり</b>
(1) 多文化共生の意義の普及啓発 (2) 地域の実情に応じた環境づくりと情報発信
<b>2 多様な文化を理解し活躍できる人づくり</b>
(1) 外国人児童生徒等への日本語・母語教育の推進 (2) 学校での受入体制整備・学習機会の確保 (3) 外国人留学生・ビジネス人材の受入体制整備 (4) 兵庫発グローバル人材の育成と地域間交流の推進
<b>3 暮らしやすく働きやすい生活基盤づくり</b>
(1) 情報提供の多言語化 (2) 多言語による相談体制の充実 (3) 日本語及び日本の文化・習慣に関する学習支援 (4) 医療・保健・福祉サービスの提供環境の整備 (5) 住宅確保のための環境整備 (6) 雇用就業をめぐる支援と環境の充実 (7) 防災への意識啓発と災害時の支援体制の整備 (8) 感染症予防への意識啓発と感染症に対応する体制づくり
<b>4 誰もが参加できる活力ある地域づくり</b>
(1) 外国人県民の地域活動への参画促進 (2) 多文化共生に取り組む人材の育成



R8年度改定指針（検討案）
<b>1 安全・安心な社会のための環境整備</b>
(1) 多文化共生の意義の普及啓発 (2) 学校での受入体制整備・学習機会の確保 (3) 多言語による情報発信・相談体制の充実 (4) 医療・保健・福祉サービスの提供環境の整備 (5) 住宅確保のための環境整備 (6) 防災への意識啓発と災害時の支援体制の整備 <b>(7) 制度や生活上のルール等の理解促進</b>
<b>2 日本語教育の充実</b>
(1) 日本語及び日本の文化・習慣に関する学習支援
<b>3 県内産業における外国人材の活躍促進</b>
(1) 外国人労働者等の受入体制整備 <b>(2) 企業による外国人労働者支援の啓発・促進</b>
<b>4 多様性を活かした地域の活性化</b>
(1) 地域の実情に応じた環境づくりと情報発信 (2) 外国人県民の地域活動への参画促進 (3) 多文化共生に取り組む人材の育成 (4) 兵庫発グローバル人材の育成と地域間交流の推進

# 7 改定の方向性

## (2) 検討の視点

項目	背景・主な検討の視点
<p>1 安全・安心な社会のための環境整備 (7) 制度や生活上のルール等の理解促進</p>	<p>ア 国民と外国人の<b>双方が安全・安心に生活し、共に繁栄する社会</b>の実現を目指す<b>国の方向性とも整合</b>を図る必要。            イ 県、市町、国の地方機関、国際交流協会、地域日本語教室、学校、企業、外国人コミュニティ、地域住民組織等、<b>各主体の連携</b>が必要。            ウ 外国人県民に対して、一方的な周知にとどまらず、<b>地域住民との相互理解</b>に繋げるための<b>工夫や好事例</b>の発信が課題。</p>
<p>2 日本語教育の充実 (1)日本語及び日本の文化・習慣に関する学習支援</p>	<p>ア 外国人県民が<b>地域社会の一員として生活し</b>参画していく中で、ルール・習慣や日本の文化を理解するためにも<b>日本語教育は重要</b>。            イ 外国人労働者だけでなく、帯同家族の増加も見込まれ、生活の全般にわたり<b>日本語によるコミュニケーションの重要性</b>が増している。            ウ その中で、生活者、就労者、帯同家族といった<b>属性ごとに求められる日本語教育支援のあり方</b>や、県、市町、地域日本語教室、企業等の各主体の連携が課題。</p>
<p>3 県内産業における外国人材の活躍促進 (2) 企業による外国人労働者支援の啓発・促進</p>	<p>ア <b>育成就労制度では転籍も可能</b>となり、地方から都市部への人材流出も懸念される。            イ その中で、<b>人材が定着できるよう、企業は働く環境など魅力</b>を高めることが重要。            ウ 行政として、企業が感じる課題の把握、<b>企業への啓発や魅力ある企業の情報発信</b>など効果的な実施が必要。</p>
<p>その他の項目（全般）</p>	<p>ア 特に本県では、1868年の神戸港開港とともに、外国人の居住が進み、<b>外国人県民は兵庫県の経済文化的発展に大きく寄与</b>してきた経緯がある。            イ 外国人労働者が増加する中、帯同家族の増加も見込まれ、<b>課題は生活の多岐</b>にわたる。            ウ 外国人県民を孤立させることなく、<b>地域社会を構成する一員として受け入れていく</b>という視点に立ち、<b>安心して生活できる環境を整備</b>していくことが重要。</p>